

令和2年第6回田野畑村議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日	令和2年5月22日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和2年6月1日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和2年6月1日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	中村芳正	出	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
	5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出
会議録署名議員	3	上村浩司		4	小松山久男	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	石原弘		教育長	相模貞一	
	副村長 総務課長事務取扱	早野円		教育次長	佐々木修	
	政策推進課長	佐藤智佳				
	生活環境課長 健康福祉課長	工藤隆彦				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	産業振興課長	工藤光幸				
	会計管理者 総務課主幹	平坂聡		総務主任 主査	佐藤和子	
	総務課主幹	大森泉		政策推進 主任主査	佐々木賢司	
	地域整備課主幹	早野和彦		生活環境 主任主査	大澤健	
			地域整備 主任主査 まちづくり デザイン 推進主査	弥藤勇		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年第6回田野畑村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年6月1日（月曜日） 午前10時00分開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 田野畑村生きがいの館改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第3号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第6号 令和2年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第7号 令和2年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第8号 令和2年度田野畑村集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第9号 令和2年度田野畑村下水道特別会計補正予算（第1号）

閉 会

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和2年第6回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において3番、上村浩司君、4番、小松山久男君を指名いたします。

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、本日の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から議案9件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、村長から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般社団法人田野畑村産業開発公社、株式会社サンマッシュ田野畑の経営状況等を説明する書類の送付があり、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係であります、印刷の上お手元に配付しておりますので、ご了承願います。なお、関係書類は事務局にありますので、御覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時01分）

再開（午前10時02分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 令和2年5月1日から5月31日までの行政報告をさせていただきます。

5月7日、14日、21日、29日ということで、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行ったところであります。あわせて、新型コロナウイルス後の防災の在り方についても鋭意検討に入ったところでございます。

2項目めは、5月20日、株式会社サンマッシュ田野畑の株主総会、そして翌日になりますけれども、一般社団法人田野畑産業開発公社の理事会、そして26日に同公社の総会、理事会を開催したところであります。

そして、学校の関係でありますけれども、5月16日と24日ということで、小中学校が新型コロナウイルスに対する基準及び対策を取りながら、これまでの活動を村民に披露したということで、我々としてもいろんな意味で発表の機会、披露する大会がなくなる中で、子供たちの発表する場をつくるということが我々にとっての村民の力にもなるなというようなことを実感し、また議員の皆様も同様な思いだと思います。今後コロナを超えて、子供たちが元気にこういう活動をやれるように努力したいものだと思っております。

次に、入札関係でございますけれども、5月25日に6件を入札ということで、台風19号に係る復旧ということでお示ししたとおりであります。

以上で行政報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで行政報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 次に進行いたします。

日程第5、議案第1号 田野畑村生きがいの館改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 議案書2ページ、タブレット議案書3ページをお開きください。議案第1号 田野畑村生きがいの館改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

田野畑村生きがいの館改修工事の請負に関し、次のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明資料、議案第1号資料1ページをお開きください。主な変更に係る変更事項でございます。まず、1、対象工事は木工でございますが、内容といたしましては腐朽箇所の補強、取替え、不陸調整、造作ほかでございます。詳しい内容につきましては、土台、柱脚、はり、軒桁、化粧桁、母屋、垂木等の取替え等でございます。変更理由でございますが、施設内装材を撤去したところ、構造躯体に想定を超える腐朽が確認され、点検、工法検討及び追加施工等を要することによる増額でございます。概算金額でございますが、553万2,000円ほどとなっております。

2つ目でございますが、屋根及びといの変更でございます。鋼板ぶき及びといの変更ほかでございます。一文字ぶきから横ぶき、といの設置を取りやめ、旧瓦を手降ろしにより再利用するものでございます。理由といたしましては、施工方法の見直しをしたこと等による減額でございます。減額の171万7,000円ほどとなっております。

3番目が建具の変更でございます。サッシ及び内部建具の仕様変更等でございます。サッシにつきましては、調整した結果68か所の変更を行い、75か所変更した部分の増をするものでございます。変更理由でございますが、現場を詳細調査、それから寸法の見直し等を行ったための増額でございます。こちらが155万1,000円ほどとなっております。

4番目がユニット等でございます。収納及び流し台等の追加でございます。こちらは、収納及び利用者の体験用施設整備のための流しの増加等でございます。金額は、233万6,000円の増となっております。

それから、内外装の変更でございますが、外壁外断熱の仕様変更等でございます。こちらにつきましても、施工方法等の見直しにより減額となっております。こちらは、概算で134万8,000円ほどの減となっております。

6番目が電灯設備等の変更でございます。電気暖房器の追加4台ほかでございます。こちらは、浴室周りの寒冷時の施設利用環境を考慮したことによる増額となっております。概算で56万5,000円ほどの増となっております。

機械設備でございますが、エアコン等の仕様変更によるものでございます。壁かけ型12台からビルトイン方式11台への変更でございます。エアコンの壁かけ型からビルトイン方式への変更等による増額といたしまして96万5,000円ほどの増となっております。

8番がその他でございます。これら工事に係る共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の増でございます。こちらが概算で260万9,000円でございます。

工期といたしましては、変更前が6月30日を予定してございましたが、コロナウイルス等により機械設備等、一部納入が遅れるものが予想されることから、7月31日までの工期の延長をお願いするものでございます。

2枚目をお開きください。2枚目につきましては、主に1階の柱、土台に係る腐朽箇所を示したものでございます。

それから、3枚目をお開きください。3枚目は、2階のはりの補強箇所となっております。

それから、4枚目をお開きください。4枚目は、屋根裏の垂木の腐朽箇所を示したものとなっております。

議案書にお戻りください。1、工事名でございますが、田野畑村生きがいの館改修工事。

2、工事場所でございますが、田野畑菅窪地内。

3、変更の内容でございますが、契約金額の変更で、変更前が1億857万円、変更後は1億2,012万5,500円となるものでございまして、1,155万5,500円増額というものでございます。

4、受注者、住所、岩手県久慈市八日町1丁目20番地、氏名、株式会社新田組、代表取締役、新田貞治でございます。

理由でございますが、田野畑村生きがいの館改修工事の変更請負契約を締結しようとするものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 まず、対象工事の1番のところなのですが、自分自身も生きがいの館を直すというときに、できるだけ既存のものとかは、使えるものは使って、残すものは残してほしい派だったので、まず内装材を撤去したところというのは思った以上の腐食がということなのですけれども、道路工事等々も掘ってみたら、実際は地盤がということがあると思うのですけれども、やはりこれは内装を取ったことによらないと確認できなかったものかどうかというのと、まずこれでいこうと思った、この材料とかを使ってやろう、工事をやろうと思ったの

を100%とすると、腐食等々見つかって変更しなければならないのですけれども、残ったものとか使えるような材料というのは何%と見積もれるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 ただいまお話しのように内装材、いろいろ外見上ではいいように見えても、実際開けてみるとかなりの雨漏りですとか、そういったものがあったということで、腐食箇所が多く出たということでございます。

それから、もともとのものを何%というお話でございましたが、ちょっとその何%までというのはなかなか出せないところでございますが、ただ使えるものは全部、柱も腐朽したところを全部1本取り替えるのではなくて、腐朽箇所を切り取って、それから下に接げるといような工法で、これは大工さんのかなり技術が要ることというふうに伺っておりますが、そういったこととなるべく既存のあったものは残すというような形で工事を進めてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。やっぱり長年放置されていたというのは、いいことではないですけれども、傷んでいたのかなというところで、開けてみないと致し方ないというところはあったのかとは思いますが、使えるもの、残せるものは残してもらったということで、非常にありがたい、お手数かけたなとは思いますが、ありがたいことだと思います。

あとは、こここのところに主に挙げた工事名は、概算金額で変更の額とは、増減とは一致しないということで、106万2,500円ぐらいのここに差があるのですけれども、細々したものだとは思いますが、この中にはどういうものが含まれるのか、説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 主な変更事項以外のところで記載しなかったのは、仮設の設置ですとか、あとは金属というか、スロープですとか、そういったところの取付けの部分、それから左官工事の部分、塗装の部分が主なところといたしますか、こちらのほうに記載しなかったところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 あと、工期のほうが誰のせいでもないというか、コロナの影響で入ってこないもの等々あると思う。それは日本全国ということで、6月30日が7月31日ということになっていきますけれども、今のまま順調に進んで、本当に何もなくてと、こういう感じで、今のような感じで進んでいければ、まず工期には終了するというふうに考えておいてよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 現在のところ入ってこないものというのは、エアコン関係、機械設備関係のものが遅れぎみということで、本体自体は何とか6月中に入ってくる見込みとなつてございますが、そのほか機械というか部品がちょっと入ってこないということで、6月の完了はな

かなか難しいという見通しでございます。7月31日まで工期を延長いただければ、完成は予定どおり見込めるものと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この変更なのですけれども、もともとが古い建物で、それなりに請け負うほうも、あるいは設計監理等をした業者もそれなりの予測はしたり、あるいは予測されているものが多いと思うのですが、特にもこの木工の1番なんていうのは、これは現にそうされている内容だと思うのですが、これは最終的に完成間近になってからこういう形が出るというのも、これも私は理解しにくいなと思うし、この1番については、特にもこの五百何ぼというのは、本来は施工業者、あるいは設計担当した業者等の間で、やっぱり100%でなくても負担をしていただかなければならない内容ではないかな。ただ、電気設備のようなエアコン等については、これはこっちで追加ということで、これは当然認めるというか、認めなければならぬと思うし、それから体験用設備等のためのユニット等の4番、流し台等の追加についても、これは当初からこういう利用を定型にした建物だと思うのですが、途中でこれは変更せざるを得ない何か理由がありますか。

それと、これが完成した後に、いつ頃からの施設の開始だか運用を定型に考えているのかお伺いします。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 ただいまのご指摘のとおり、本来であれば当初から見込めれば本当によかったものであると思っております。まず、新しく新設するものであれば、全て計算というか、設計の中で見られることだと思いますが、先ほどもご説明させていただきましたが、中を開けて見なければちょっと分からない部分というのがかなり多かったということが今回の変更の主な原因でございます。

それから、今ここで、例えば木工のところが出てきて、もう既に工事は進んでいる部分ではないかというようなご指摘もございましたが、確かに作業工事開始後から、躯体のところから入っていくわけですが、その時点ではかなりそういったことが判明いたしまして、同時に工事を進めてきたというのが現状でございます。

それから、ユニットのところの体験用設備ということで、追加の部分でございますが、まず1台は大きいアイランド型の、大きいというか、キッチンを用意してはございましたが、ただ人数的な部分も再度考慮した場合に、もう一か所というか、同じ場所でございますが、ここに増設したほうがいだろうというような検討の結果、やはり増設をお願いするものでございます。

それから、使用開始でございますが、完成を7月31日というふうに考えてございます。それから、村の検査等々を含めまして、大体2週間以内に村の検査がございまして、その後使うための備品類の一部整備もさせていただきたいと思っておりますので、それらを含めると10月頃

からの使用開始ということで検討してございます。ただ、周りのまだほかの事業等の工事も同時進行してございます関係から、利用者の安全も考慮しながら供用開始については検討してまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 不陸調整も入っていますが、例えば不陸調整の場合は一番最初に感じませんでしたか。これは基礎部分の調整ですか、土台の木材の調整ですか、どちらの調整ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 昔の建物ですから、土台のところからの、要は水平というか、その調整から始めております。そのほかに、その中で腐朽したところがあったということで取替えということで、当初の部分からかなり工事には苦慮して進めてきたというところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 レベル調整は、基礎コンクリートのレベル調整からスタートという感覚ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 両方、土台とコンクリートのというようなもので。コンクリートも増設をしながら進めたというものであります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 分かります。リフォームは、いざスタートを切ると、むしろ新築よりも経費が高つくのが普通のパターンだと思います。ただ、これだったら、もうちょっと早く議会に提示すべきではなかったですか、どうですか

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 確かに今ご指摘のとおり、最初の当初の部分というか、工事着手後の部分からでございますので、議会のほうにご提示してご相談すべきところもあったかと思いますが、ただ予算的なところでちょっとまだつかめなかったというところもございまして、今日に至るということで、大変申し訳なく思っておりますが、その中でもらった予算、計画した予算の中で何とか進められるのではないかとというようなところもあって、業者のほうには進めさせてきたというところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 スタートを切った工事ですから、それはもう完成を目指すしかないと思いますが、問題は完成した後の有効活用、これが一番大事な部分かと思いますが、どのような予定といたしますか、今具体的なものはないかと思いますが、方向性はどのように考えていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 現在当初計画して、国のほうにも申請して、承認いただいて進めているわけでございますが、完成後、本来であれば32年度からの供用、早い時期で供用開始という

ことで計画していたのですが、若干これが1年ずれていくということになりますが、初年度が利用者として大体260人を計画してございます。宿泊の方をそのうちの100名ほどと。それから、これは3か年の計画でございまして、次の年、令和4年度は利用者を300人ほどといたしまして、やはり宿泊につきましては100人前後、それから令和5年度におきましては利用者を370人ほどで、宿泊を140人ほどというような計画で国のほうには出して承認をいただいたものでございます。ただ、前の環境といたしますか、いろいろお客さんとかの入り込みによっては、またこの数字というのは変動してくるのかなと思ってございます。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 計画は計画ですので。自然大学校、それから利用、宿泊は民泊体験型の今受入れやっております。あと、インバウンドの受入れも去年ありました。田野畑、普代、共同でやりました。この辺との兼ね合いは、どのようにすみ分けですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 大学校につきましては、林業関係の施設ということで整備をさせていただいた経緯がございます。ただ、現状を言いますと林業関係に限らず、現在は村の支援いただいている職員の方に利用していただいたり、あとは今度避難所にも指定されるということで、その研修関係からまた一步踏み出した形での広い利用をというふうになっているのかなと思ってございます。それから、こちらの施設につきましても観光の体験型ですとか、そういったものを考えてございまして、各団体との協議会をつくったような形で利用については検討を進めてございます。

今インバウンドがコロナの関係で停滞しているような状況ではございますが、この辺は再開してきた場合には、先ほど議員お話しのように近隣の町村とも連携している、進めている事業でございまして、そういった幅広い形で活用して、日本のよさというようなものをPRしていければと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 インバウンドに関して村長にお尋ねします。

去年私たちがやったインバウンド、これは純粋なインバウンドではないのですよね。首都圏に留学している外国の学生さんたち、9か国ぐらいお見えになりました。将来的には全くの、本当のインバウンドですか、外国から来られて農村体験をされる方等があるわけですが、この見通しといたしましうか、どのように方向性を考えていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 新型コロナウイルスが発生する前、日本は国として4,000万人に拡大すると拡大路線でありましたが、これがもうゼロに近いということでもありますので、これはご案内のとおりであります。今後要するにこの推移がどういうふうに出るかによって、そこが基本となると

思いますので、いずれ戻すというよりも新たな挑戦をしていかなければならないのがコロナであり、また観光の在り方というのも新たなステージに立っていくということであろうと思います。地域経済として観光面は大事な点でありますので、工夫しながら、また新しいステージに進んでいきたいなと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 生きがいの館の利用について、当然どのような食事形態を取るのかは分かりませんが、やはり外国の方は、ある意味景色もですが、食事も興味があるのです。ですから、どこにでもあるものではなくして、その地域のもの、珍しいものというか、我々にとっては普通のものであっても、外国の方にとっては珍しいものが結構あるみたいでした、会話の中で。ですから、できるだけ田野畑産のもの、これでもって対応しないと。そして、体験料、宿泊料はもらうと。もらった食材購入は村内循環、これを最大限の目標に掲げていただかないと、どんどん、どんどん協力者が減ると思うのです。これは村長にお尋ねします。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほど議員からも話があったようにインバウンドを取り込むということで、普代村長にもお話しして今努めているわけですが、いろんな機会を通じて意見交換する中で、今議員がおっしゃったとおり田野畑産のほう、スローフードというのは大事だということで、ただ便利さを提供するという軸だけでは駄目だということは今お話ししたとおりだと思っておりますので、村として地元のものを使う、地元の食品加工ということを大事にするということで交流を深めてまいりたいと、それが基本だと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 今お金の流れにこだわったわけですが、実は地元のもの食べてもらっておいしかったと言われますと、それを提供といいますか、出された農家の方がかなり自信を持つのです、喜ぶのです。お金以上の価値がそこにあるのです。やはりそれが継続につながると思います、目先の金銭の問題だけでなく、ぜひその辺は最重点に取り組んでいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○5番【佐々木芳利君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今議題となっていた部分なのですが、先ほど言ったこの資料の中の1の部分、あるいはその他の分、この2点については、少なくとも設計監理する担当、あるいは施工者と再度協議をして、いかにこれを圧縮できるか、やることはやっているからあれだと思うので、村の責任もないわけではないと思うのですが、これは再度、可か否かの以前に詰めるべきだと思うのです。そうでなければ、こうやってやって、しかもコロナの問題でいろんな村の出費というか支出、あるいは村民にとっては収入も、当然営業収入は極端に減るところもあるわけだ

から、これは何でもかんでも提案したのを認めるというわけにはいかないと思いますし、それと当初からこの老朽化した建物を建てるのについては、私は反対した経過もあるし、なおかつこういう追加、追加で全てを認めるとなれば、もしこれが例えば設計監理が同じだということからいくと、今建設している新しい道の駅についても、そういう増の可能性が出てくると私は心配しているわけですが、むしろ議会では現にかなりの節減というようなことで申し出てあるということなのですが、道の駅については心配ないですか、増額の。今の変更は最後までないという。やってみなければ分からないという結論になるのかどうなのか、そこも含めて確認したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時37分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

10分間をめぐりに休憩いたします。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時50分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 先ほどのご質問でございますが、今回の変更に係り設計者、それから施工業者と再協議の必要はないかというお話でございました。今回の変更に至る段階におきましても、これまでも、去年ではございますが、かなりの回数で協議も重ねてございます。それから、確かに当初の設計の段階からというお話も、繰り返しになりますが、それも通常に言えばそういったこともそのとおりかと思いますが、古い建物で、やはり中を見てもないし何とも分からない部分が多かったということが大きな原因でございまして、その中でも受注業者はかなり健闘といえますか、頑張っているということもございまして。現在委員会ではその中で、この変更につきましては村も入った形、設計業者、それから受注業者と入った形での検討を重ねてきていることから、現段階で再協議というようなことは検討していないところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 道の駅の件でございますけれども、道の駅についてはこの間契約した中で、今後施工計画だとか、施工日等々が来ます。そういう中において設計監理、あとはその契約業者、村、3者でもってその中を協議しながらやっていきたい。そして、その契約の中で最終的にはできるように努力してまいりたい。今現在はそのような動きですので、今後どのよう

な状況が出るか、まだ分かりませんが、今契約している中ではそのような状況の中で努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 設計変更、建物の関係なのですが、サッシと内部建具の仕様箇所が変わったのかどうか、どうしてサッシの変更があったのか、その辺をお聞きしたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 サッシにつきましては、確かにご指摘のとおり何で変わるのかというようなことはございますが、実際予定は家庭用サッシというか、それで施工上組んでいたのですが、古い建物で、実際に合わせていった場合、やはり調整できないような寸法といいますか、そういったものがかなりの箇所というか、ほとんどのところに出てきたと。それから、当初柱の太さですとか、そういったものも4寸とかというところで設計していたところでございますが、中には4寸5分とかというようなところもあったりということで、うまくはめ込んで設置できないようなところが多かったというところで変更となったものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 当初設計者が設計して、その寸法、原寸を測って、寸法を取って設計したものでないのですか。内部建具というのは、何のために変更するのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時54分）

再開（午前10時55分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 サッシ関係につきましては、寸法は当初というか、設計の段階ではあれですが、不陸調整ですとか、そういったものをやったことによって、またそこで寸法にずれが出てきたというか、そういったところがございまして、それは内部建具につきましても昔のもので設計はしたのですが、それでもいというか、そういったところまでの調整をした結果、変更が生じてきたというところであります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 発言しようかしまいか少し悩んだのですが、悩まないで質問すべきだというのが監視者の責務でありますので、あえて質問させていただきたいわけですが、今回のこの変更契約の提案、そもそも何で今変更契約を議会に提案するのか。もっと前に提案すべきでなかったかというのが率直な意見です。今になった理由を、遡っての質問になるような気がしてなりませんけれども、お答えをいただきたいと思えます。なぜ今提案か。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 先ほど来いろいろご指摘いただいているところは、そのとおり全く申し訳ないと思っております。ああいった古い建物でございまして、その都度いろいろなところで調整ですとか、そういった工事のやり方等検討していく段階で、いろいろまとめてといますか、ある一定規模でまとめて議会のほうへお願いするというようなことで今になったということで、それが大変遅くなりましたことにつきましては、管理している私どものところの手続が遅かったというのは率直に申し訳ないと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今と同じ答弁でも構わないのですが、やっぱり村政を預かる全責任は村長にあると思いますので、なぜこういう判断になったかは村長にお答えをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今担当課長のほうから話があったように、施工上の適期というのがあるとは思いますが、詰めの作業をして、この6月に終わるという中で、現場を再チェックしながらということ。今話したように、議員の皆様から話したのも全くそのとおりだとは思いますが、ぎりぎりまでの議会への提出についてはそういった経緯もありますけれども、この点については皆さんにとってはちょっと違う点もあるのではないかとすることはそのままありつつも、今の工事を進めるということでご理解いただきたいと思っております。いずれそういった経緯につきましては、事情を説明し、正すところは正して、最終的には目標とした事業を達成することでご理解いただければと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私は最後の指摘をさせていただきたいわけですが、今の村長の答弁は非常に重大だと思えます。まずかったニュアンスは村長の答弁で伝わったのですが、分かりましたが、正すべきところは正すという答弁がありましたので、課長のほうはこれまでの業者間の協議に村も入ったということなのですが、村長はその後の答弁で、改めて正すべきところは正すという答弁を行いましたから、課長の答弁は答弁としてやむを得ないなとも思ったのですが、今の答弁で再協議はできるのではないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 現場のほうは詰めてきたということで、我々が、ではそのタイミングで、どのタイミングでということに議会に諮るかとかは、それは物にはタイミングがあらうと思えますので、まとめて今出したということについてはしっかり考えなければならないなということでもありますけれども、いずれあと1か月ほどで当初の予定の工事期間が終わるという中でお願いすることについてはご理解いただきたい。ただし、今言ったようにタイミングがあるということは、正すべきことはあるということでお話ししました。いずれ全て結果であるということをご

理解いただいてご審議いただき、そして事業を完成させていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私流に言えば、そもそもがこういう古い建物は、むしろ新築的な材料を使ってやるべきだという指摘した経過もありますが、その点についての幾らかの反省もなく、単純的にどんどんかかるのはかけて終わるしかないという、そういう考えに基づいているのか。やはりもう一度この点、いわゆる反省すべき分があったのではないかと思うのですが、今反省しているのかいないのか、そこをお伺いします。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 ご存じのとおり、工藤元村長さんの当時の建築、文化、思いというものが詰まった建物であり、これは関連する議員の質問があるとおり、あるものをできるだけ使うということでもあります。よって、やはりそこに価値があると思いますので、そういった意味で新しいのばかりではないということが、私は人と同様に建物も手を加えれば成長するものだと思いますので、そういった意味で大事にしていきたいという思いでリニューアルしたわけですから、これはこのとおりだと思います。よって、今議論になっている点については、経費をできるだけ制限した中でも努めているということに徹して、皆様の議論の中でタイミングがいいなということについては今後に活かしてまいりたいと思います。いずれこの議論を現場でしっかり職員も詰めての内容でありますので、この内容によってできるだけ経費節減を図りながら努めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 なかなか今の答弁は、私は理解できない部分が多々あるのですが、議長は理解しましたのですか。ちょっと伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 お答えいたします。

確かに理解しにくい中身はございましたが、一応村長の思いをそのまま述べたものだと思いますので、それはそれとして可として認めざるを得ないものとは考えます。

以上です。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 過去の経過は当然分かってはいるのですが、あれのせい、これのせい、過去のせいだということで、村の財政をいわゆる思う存分とは言わないけれども、節減に努力しないで、むやみやたらにとは私自身、果たして今後村がどうなのかという財政問題、むしろ先に考えながらやるべきだと思うのですが、なぜか古いものに興味があるのか、そういうのをやって、しかも当初から10%以上の増額といえば増額、中には増設したものもあるから一概には言えませんが、これでいろいろ800万円ぐらいこの業者、あるいは設計の責任で、あるいは以前にもう分かっているにもかかわらず、今までの議会に提案する、今日まで延び延びにする。私は全

員協議会でも、こういうものを機会あるたびに議員の皆さんに情報というか、村の状況はこうだよと、今こうでこうだというのをむしろ協議でなくてもお話しするのが筋だろうと。全員協議会というのは、私自身は適正に理解はしていないわけですが、もっと全員協議会の意味も含めて村の状況なり、こういう情勢だということぐらいは議員の皆様にも報告しておけば、こういうふう
に提案しても時間が、あるいは議論、指摘されなくても済む部分もあるのかなと私は思うのですけれども、いずれもうちょっと全員協議会についても慎重に、あるいは状況を知らせるべきだと思うのですが。それについては答弁はいいですけれども。いずれそういうことで、私からいえばさっきも主張した業者との再協議は絶対必要だというように主張せざるを得ません。

○議長【鈴木隆昭君】 意見として承っておきます。

ほかございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 田野畑村生きがいの館改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長【鈴木隆昭君】 起立多数と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第2号 準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号、タブレットで4ページ、それから説明資料で5ページから16ページとなっております。準用河川机川外河外川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事。
- 2、工事場所、田野畑村机その1外地内。
- 3、契約金額、6,578万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額598万円。
- 4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村巢合25番地、氏名、横田建設株式会社、代表取締役、横田雅明。

議案第2号資料、補足資料を御覧ください。議案第2号の説明資料として、資料が9枚と被災状況の写真3枚の資料となっております。御覧願います。準用河川机川外河川道路災害復旧工事についてですけれども、これは災害査定時においては準用河川机川152号、580号、そして村道机港線587号の3か所の災害ということで申請をし、災害決定を受けてございます。今回実施においては、発注方法によって発注ロットを拡大しまして、それぞれ1つに組み合わせたパッケージとして1本で発注するものであります。

資料9枚中の1枚目の図面を御覧ください。152号準用河川机川、その1工事ですけれども、復旧延長とすれば19メートルで、この場所は机の漁港内の河口付近ということになります。それから、補足資料の152号の被災状況の写真も御覧ください。机川の氾濫により左岸側が決壊しまして、全景の写真状況となっております。向こう側に見えるのが机の番屋群となります。

この152号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長が19メートル、コンクリートのブロック積み工を56平米、盛土を30立米というふうな内容になってございます。

次に、資料9枚中の2枚目の図面を御覧ください。580号の準用河川机川、机その2工事ですけれども、復旧延長として466メートル。この場所は、机漁港及び机番屋群に行く机港線の上流側を起点として、県道をまたいで上流にある治山ダムが終点となっております。

補足資料の580号の被災状況の写真を御覧ください。1枚目の写真ですけれども、測点でプラスの120、上流側から下流側のプラス63.2方向を見ている写真となります。本応急工事で既に埋塞土砂を撤去した後の状況写真でございます。左岸にブロック積み工を施工するものでございます。

2枚目の写真を御覧ください。測点プラス237という位置で上流側から県道のボックスカルバートに流木が詰まっている状況の写真となっております。その結果、机川が県道を乗り越えまして、県道の道路本体も被災してございます。

3枚目の写真となりますけれども、測点がプラス524ということで終点になりますが、下流側から治山ダムの方向を見ている写真です。左岸側、右側の盛土が決壊している状況となっております。

この580号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は466メートル、コンクリートブロック積み工で381平米、埋塞土除去580立米、張り芝工40平米となっております。

あと、資料の9枚中の3枚目、4枚目、5枚目は標準断面、護岸工等の展開図となっております。

すので、御覧願います。

次に、資料9枚中の6枚目の図面を御覧ください。587号の村道机港線は、机その3工事ですけれども、復旧延長として74メートル、この場所は机漁港及び机番屋群に行く県道取り付けの位置となります。

補足資料、587号の被災状況の写真を御覧ください。机川の氾濫によりまして、ボックスカルバート上流側から道路上を流れ出して路肩が決壊し、道路本体の盛土が崩壊し、そして軽量盛土となっているこの白い発泡スチロールなのですけれども、これがむき出しになっている状況であります。道路半分以上がなくなっている状況の写真となります。

この587号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は74メートル、この区間の道路の幅員とすれば4メートルから10.4メートル、そしてプレキャストのり砕工で210平米、コンクリートブロック積み工を40平米、軽量盛土工として25立米を実施する予定としています。

資料9枚中の7枚目、8枚目、9枚目は、のり砕工の展開図、舗装工の展開図、軽量盛土の図面というふうになってございます。

以上が152号、580号、587号の3か所の準用河川机川外河川道路災害復旧の主な工事概要となります。完成工期は、令和3年1月中旬を予定してございます。

今回の災害復旧箇所ではありますが、机川机港線は水産業の拠点である机漁港、それからサップ船アドベンチャーズ、体験観光の拠点である机浜番屋群のある重要な箇所ともなっております。ご不便をおかけしておりますことから、施工業者と復旧工事の手順、進捗管理等を協議しながら、安全な施工と通行確保が図られるように早期の完成を目指してまいりたいと考えてございます。

理由でございますが、準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 年間の村の発注工事の関係で、それぞれ発注後の諸問題もあるかと思うのですが、全般に工期延長がなされている傾向が多いやに見受けられるのですが、この工事とか、この業者という意味では当然ないのですが、担当課として、もちろん村がそれを認めているからだと思うし、あれですが、どう把握。私の感じている部分と発注者の感じているのにギャップがあるのかないのか。私はそう感じていますが、発注者側としてそれはないし、そういうことはあっても数少ないとか、そこの確認をしたいと思います。

それから、これは釜谷ノ沢のハイトンネルの入り口のいわゆる道路の、あそこ建物等解体してあるのですが、あそこにたしか二、三日前かな、通行止めの看板も、通行止めにもなって、もちろん下から行けば車両が通れるわけではないことも分かるけれども、やっぱり通行できないよ

というのは適当な場所に、うんと入っていくわけではないけれども、走れないことは確かだから、上のほうにあるわけですけども、そういうのはやっぱり的確に管理しておくべきだと思うのですが、その2点を。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 まず、村としての工事の発注方法も含めて、工事の全体の進捗の状況というのは、言われたとおり今復旧、復興をしております。そして、もう一つは台風19号ということで、今回の災害復旧の発注ということで、要するにダブルというか、あと三陸沿岸道路というふうなことで動いております。そういう中であって、業者も様々なことで、工事とすれば工事の進捗、それから状況的なものがだんだんといっぱいになってきているというふうなこともなっております。そういう意味で、なかなか工期の完成を目指すのですけれども、資材の関係だとか、今現在はまだコロナの関係もありますが、そのような状況の中で工期が遅れているということは議員そのとおりに思っていると思いますが、私どももそのようなことの中で感じておりますし、なるべく工事は期限の中で終われるようにというふうな指導はしながらも、先ほどのように復旧、復興、台風19号、そして村内の業者というふうなことを考えれば、どうしてもそのような中で遅れているという、そういう実態にございます。

工事の発注としても、災害復旧においては全体で72か所の災害査定を受けた中で、工事は先ほど説明もしましたが、何か所かブロック単位で発注するというようなことで、41件に発注するようなことで考えてございます。

それから、この間も議会の中で指摘もありました村の発注の箇所だとか場所が分からない、県においてもそうだというふうなことがありまして、これは今日の、6月1日号の広報に村の災害復旧の発注の件数、箇所、工事の発注の時期等々を明示してございます。そんな中で、村民の方々にもそのように工事の状況をお知らせするというので、広報で、今日の1日号に出ています。いずれにしても厳しい中で発注、そして業者の人もそのような状況になっているという状況であります。

それから、釜谷ノ沢の建物解体ですけども、実は上のほうはそのとおりバリケードをして止めています。申し訳ないです。この間まで取壊しの工事をしていたという経過がありまして、そして言われるとおり通行止め、通れませんので、そこにはバリケード等を配置して通行止めの看板を立てるようにいたします。ありがとうございます。これについてはちょっと見過ごしてましたので、そのようにバリケードをして通行の安全を図りたいというふう考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 工期の関係なのですが、受けるほうも安易と言えば失礼だけれども、間に合わなければ延ばしてもらうにいいようだという安易な受注のような格好でも困るなど。やっぱり工期は工期として守るべきだということが前提で進むべきだと思うし、当然だと思うのですが、

そのことがあまり安易にというか、妥協し合ってもまずい。それが結局村民にとっては道路として、例えばですけれども、使用できるものが例えば1か月も2か月も遅れるということは、村民あるいは使用者に対する迷惑等々になるわけですから、そこは適切な説明をし、あるいは管理をして、可能な限りやっぱり速やかな完成を目指すべきだと、こう思います。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○9番【佐々木功夫君】 いいです。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、上村浩司君。

○3番【上村浩司君】 台風19号災害に関しては、担当している職員の皆様にも感謝申し上げます。

そこで、この低いほうの河川等の復旧工事に関しては、もし復旧工事が完成した際には台風19号災害規模のものがもしまた発生した際に、防災効果というのはどこか上がるようなポイントがあるとお考えかどうか、そこについて教えていただきたい。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今のは机港線というふうなところの解釈でよろしいでしょうか。

○3番【上村浩司君】 はい。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 この災害においては、ここにはご存じのとおり県道から取り付けて、河川をボックスカルバートという構造物が横断してございます。今回この災害調査においては、この構造物がどうも壊していなかった、被災していなかったということがありまして、そしてその道路本体が、盛土本体が決壊しているというふうなことで、それでこれだけ村の中で、台風19号でかなりの災害を受けました。それで、国交省の技術専門家である例えばテックフォースだとか、それから災害復旧の技術専門官である専門の防災技術担当監というふうな方々からも現地の調査をしていただきまして、この現場もそのとおり見ていただきました。それで、どうしても構造物が壊れていないということがあります。これは、橋でやるという考え方もそれはあるというのがありますが、構造物がどうしても取り残っていたという中で、そのとおり構造物をそのまま生かす。それで、では水が越えたときどうするのだという話だろうと思うのですが、先ほど説明したとおり、ここに土羽面という、土なのですから、ここの土羽というのが海側のほうにおいてはプレキャストのり枠といって、土羽のところをコンクリートで固める。それは、水が越えてきてもその土羽面はコンクリート面が水が流れるというふうなことで、そして河川沿いはブロック積み、そしてあとは舗装ということで、越えても固められるような、固まってその上を水が流れるのだというふうな工法で今回申請してございます。ですので、以上のような状況の中で水が越えても大丈夫だというふうな状況で考えておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、上村浩司君。

○3番【上村浩司君】 ありがとうございます。

それで、恐らく19号台風の結果だとは思いますが、机港のほうに結構土砂といますか、碎

石、特に石関係が流れ込んでいるみたいで、波の関係によっては陸地、港のほうまで結構打ち上げる量が増えてきているというような話もあります。こういった土砂関係を上流部で何とか食い止めるような、砂防ダムの関係にあるのかちょっと詳しくは分からないのですが、何か効果的なものが今後検討されるのかどうか、そこら辺どういった原因が考えられますか、お聞かせ願えればと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 先ほども説明しました写真で、この机川の上流に、言うとおりの砂防ダムが、これは治山ダムです、平成28年度に施工されたという状況の写真がついておりますが、これが上流側で、今言う土砂を、土石流的なものを防ぐのだというふうなことが今回の治山ダムの役割です。それで、治山ダム、砂防ダムにも県のほうからの現地調査のほうは来ていただいております。言われるとおり、もしもそのような必要性というものが当然あれば、それは県のほうにお願いをして、治山ダムなのか砂防ダムなのかということで考えておりますので、今回台風19号ではそのようなことで全体的に見ていただいております。それで、やれるもの、やれないものというふうな部分、県の方をお願いしてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 587号についてお尋ねします。

軽量盛土、これは下流側だけだと思いますが、図面からいくと。これは、片交の工事で進めるという感じですか。例えば軽量盛土の上にコンクリート床板がありますが、これは接続性はないのですか、床板の工事には。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 軽量盛土は、これは古い話になりますが、その当時机港線という道路改良をしたときに、これはボックスカルバートそのものが構造的に古いものでした。それで、盛土を当たり前に土を盛ると構造体がもたないという経過で、その盛土を軽量盛土にして安全を保ったというのがその当時の机港線を施工したときの内容です。今回そこにおいて災害に採用したということの中で、この軽量盛土、これは片側というよりもあの道路全体、机港線という道路全体が軽量盛土になってございます。今回被災をしているのは、下流側の半分ぐらいが被災しているということで、その部分は残っている軽量盛土はそのままにする、そして新しい軽量盛土はそこに接続しながら盛土をしていくということで、床板という話がございましたが、それは橋のように床板のその上に施工するのだということではなくて、軽量盛土を施工して、あとはその上に土を転圧して、最終的には路盤、舗装になっていくと、そういうものでございます。それで、軽量盛土そのものは、古いものとは一体的に接続して一体性を図るという構造です。このような説明でよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 ちょっと理解力がないもので。軽量盛土、まず基本的には下流側の被害ということですよ、下流側の復旧ですよ、当然。そうすると、あれは通行止めしなくても片交で工事が対応なのか。それから、図面からいくと10センチのコンクリート床板上を覆うような感じになっているのですが、これ違いますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 これは、半分は道路が本体壊れていますので、片交でそれは通させながら工事はします。そして、そこの587の標準断面がございます、右手のほうに。これは軽量盛土をしたところの部分の脇はアスファルト舗装、上層路盤、下層路盤工というふうな表現になってございまして、その上にはそのような路盤材の盛土と。

(コンクリート床板はの声あり)

○地域整備課長【佐々木卓男君】 すみません、私も見落とししていました。コンクリート床板。今図面を見ました。ありました。それは、発泡スチロール、最後の上のところを構造体と路盤のところを固めるためにそういう床板を打つと、そのようなことで、片交で通しながらそれは施工するという考えであります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 確認です。床板というのは、これ路盤は一体ではなくても、例えば真ん中で切断でも大丈夫な工法なのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 これは片交ということで半分は被災していないので、そこは接続するところはそれなりの構造体をしっかりと連動するというか、一体性を持たせるような視点で考えていきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、上村浩司君。

○3番【上村浩司君】 これは要望に近いものになるかと思うのですけれども、県道がトンネル、おみおしトンネルへの出入口、あそこのところがやっぱり片側ちょっと崩れたようなところになっていますけれども、コロナ関係の規制が徐々に緩和されてきまして、あそこの交通量もこれからもしかしたら増えてくるかなと思うのですけれども、今現在ですとなかなかトンネル内から出口に向かう際、入る際にはちょっと車のすれ違いが難しいような幅かなと思って見ていました。これは県道の関連になるのかもしれないのですけれども、もしそういったところで話がされるのであれば、交通事故等が起こらないような何か配慮を少し考えていただければなど。もし、村のほうから少し要望というか、県のほうにひとつ話をしていただければ少し考えていただければと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の県道の件ですけれども、この災害復旧等においても、県の土

木センターですけれども、結構密に協議、情報共有を図ってございます。今のようなご指摘の件については、議会でこのような状況が出ましたというふうなことも踏まえ、県のほうに話をしまして、そのように事故が起きないような対処の方法を取っていただくように話したいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第3号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの5ページを御覧ください。議案第3号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、田野畑村村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

別紙、条例案概要の1ページを御覧ください。第1、改正趣旨、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正をすること。

第2、改正案内容、(1)、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続等について規定すること。

(2)、その他、改正に合わせて条文整理、文言整理を行うこと。

第3、施行期日等、この条例は公布の日から施行すること。ただし、附則第10条の2第25項の改正及び附則第18条の7の2並びに附則第18条の7の3に係るものについては、令和3年1月1日から施行するものでございます。

議案にお戻りいただきます。提案理由ですが、地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス

ス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 改正する中には、減免手続が今までは納付期限前7日までが削除になったり、軽自動車税の関係が令和2年9月30日までが令和3年3月31日までというふうになっているのですけれども、これの日にちが入っているとか、期日関係のあるのですけれども、周知方法と、すみません、3月1日から施行する条例があるのですけれども、見てみたのですけれども、ちょっといまい意味が分からないので、ざっくりどういうことなのか説明をしてほしいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐藤総務課主任主査。

○総務課主任主査【佐藤和子君】 まず、1つ目が150条の3の納期限を削ったものについては、国税の減免については減免要綱のほうで定めるのですけれども、条例の中にこの「納付期限前7日までに」という文言があることによって遡って減免することもできなくなるために、この分は削ることになります。

それから、令和3年1月1日からの施行の分については、今現在固定資産税がかかっていて、固定資産税は1月1日現在が賦課期日になりますので、附則第10条の2に関しては固定資産税の減免の分なのですけれども、これは来年の令和3年度分の固定資産税からの減免になりますので、1月1日からの施行ということで賦課期日が別々になっておりました。

(周知方法の声あり)

○総務課主任主査【佐藤和子君】 先ほども言いましたように、固定資産税に関しては来年度の分になりますので、国のほうから申請書などもまだ示されていませんので、決まり次第広報等でお知らせしたいと思います。あと国税に関しては、今月の15日に切符発送の予定ですので、その中でお知らせしていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 これが議決された場合の周知、村民に対する周知徹底はどのような方法でやるのか。

○議長【鈴木隆昭君】 今答弁したと思いましたが……

(再度の声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 再度。

では、佐藤総務課主任主査。

○総務課主任主査【佐藤和子君】 徴収猶予の分に関しては、既に広報でお知らせしております。国税の減免につきましては、今月の15日に切符を発送いたしますので、その中でお知らせいたし

ます。それから、固定資産税については来年の分になりますので、決まり次第広報等でお知らせいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 なしですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第4号 国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 タブレットの10ページをお開きください。議案第4号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

条例案概要2ページをお開きください。国民健康保険条例の一部を改正する条例案概要です。

これは、国民健康保険の保険給付の変更になります。第2の改正案内容ですけれども、国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当を支給するものということで、これも新型コロナウイルス関連となっております。これの中で、(1)の対象者、(2)の支給期間、(3)の支給額、(4)の適用期間が定められております。

第3、施行期日等ですけれども、この条例は公布の日から施行することで、この条例による改正後の国民健康保険条例第7条の規定は、傷病手当の支給の始まる日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合において適用することになります。

議案にお戻りください。提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当を支給するため、所要の改正をしようとするもので

す。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 前の議案と同じように周知方法と、あとコロナに感染して働けなくなったというふうな場合のときに、高額医療費だと入院しているときに、こういうふうな手続があるから手続したほうがいいですよというふうな感じでお知らせとかがあるのですけれども、こういう状況になった場合には、ならないにこしたことはないのですけれども、なった場合には対象の方には、あなたは今こういう状況だからというので連絡等々が行くのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 大澤生活環境課主任主査。

○生活環境課主任主査【大澤 健君】 お答えします。

周知に関しましては、税金と同じように広報等で周知したいと思います。

罹患者の把握につきましては、まだ実際そういうことが起こっていないので、なかなかこうだとは言いきれないのですけれども、健康福祉課等と情報を共有しながら、罹患情報がありましたら個別に対応したいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 本当に適用になるようなことがないのが一番ですけれども、もしもという場合には結構助かるようなことなので、そこは密にして、すぐ手当てができるようにしていただければと思います。要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 国民健康保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時44分）

再開（午前 11 時 44 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第 9、議案第 5 号 令和 2 年度田野畑村一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの14ページを御覧ください。議案第 5 号 令和 2 年度田野畑村一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,350万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,780万6,000円とするものでございます。

タブレットの22ページ、予算書の 5 ページを御覧ください。2 の歳入、14款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務費国庫補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として5,074万1,000円を、また同項 2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金ですが、子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金として380万円を追加計上しております。

次に、15款県支出金、2 項県補助金、5 目商工費県補助金、1 節商工費補助金ですが、岩手県新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助金524万5,000円、岩手県地域企業経営継続支援事業費補助金30万円、合わせまして554万5,000円を追加計上しております。

19款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金ですが、前年度繰越金として547万7,000円追加計上しております。

次に、20款諸収入、4 項雑入、1 目雑入、1 節雑入ですが、学校給食費保護者負担金として205万9,000円減額計上しております。

次のページを御覧ください。3 の歳出ですが、主なものについてご説明いたします。2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、12 節委託料ですが、プレミアムつき商品券発行業務委託料として850万円追加計上しております。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、18 節負担金補助及び交付金ですが、高等教育支援特別給付金として541万円追加計上しております。

同じく 3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費、18 節負担金補助及び交付金ですが、子育て世帯臨時特例給付金として330万円、また同目19 節扶助費ですが、田野畑村子育て世帯臨時特例給付金として660万円を追加計上しております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、10節需用費ですが、公共施設等の新型コロナウイルス感染症拡大防止衛生資材購入のため、消耗品費として628万2,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金ですが、田野畑村新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助金として1,049万円、田野畑村地域企業経営継続支援事業費補助金として60万円、田野畑村地域企業経営持続化交付金として941万円、合わせまして2050万円を追加計上、また同項3目観光費、18節負担金補助及び交付金ですが、がんばる観光事業者応援事業費補助金として300万円を追加計上しております。

次のページを御覧ください。9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、10節需用費ですが、避難所等の新型コロナウイルス感染症予防対策のためのマスク、アルコール消毒、備品等購入のため、消耗品費として434万1,000円を追加計上しております。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、オゾン除菌・脱臭器と電解水生成装置購入のため、一般備品として138万3,000円追加計上しております。

同じく10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、17節備品購入費ですが、小学校費と同じ理由でオゾン除菌・脱臭器と電解水生成装置購入のため、一般備品として125万8,000円追加計上しております。

同じく10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、17節備品購入費ですが、新型コロナウイルスのため外出規制された村民に自宅で有意義な時間を過ごしてもらうため、図書・視聴覚備品、機械器具費として143万円追加計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩（午前11時50分）

再開（午後 零時57分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号に対する質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 さきの全員協議会でも説明されましたけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画というのを基に今回の補正予算額も組み込まれているということなのですが、確認します。この前説明があった1から14までの事業の中で対象となる方、例えば事業主さんだとか保護者さんが手続をしなければならない、申請をしなければならない事

業はどれとどれなのか、またそのときの対応窓口、周知の方法について伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

まず、申請の手続の必要な事業についてであります。前回の資料を見て、追っていただきますと、6番目でございます高等教育支援特別給付金、高校生と大学生等のお子さんに給付するもの、これについては手続が必要になります。

それから、9番の地域企業経営持続化交付金、減収になった方、または自主休業された方々への交付金、これについても申請が必要になります。

10番の緊急雇用助成事業費補助金、これについては先頃閣議決定で10分の10というようなことがニュース速報で出たところでございますが、まだ村のほうまで通知が来ておりませんで、今般ちょっと間に合わずに議会のほうに計上しているところではありますが、この対象から漏れるようなものがあれば検討してまいりたいと思っております、これも申請が必要になります。

それから、10番の地域企業経営継続支援事業費補助金、家賃補助に当たりますが、これについても対象者の申請が必要となってございます。以上の事業が申請が必要なものとなっております。

周知につきましては、おおよそ該当すべき方を村のほうで捉えているものがございまして、その方々には直接通知を差し上げたいと思っております。また、併せて広報等、それから商工会さん等も通じて各事業者さん等々にお知らせしてまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。臨時特別給付金については、ちょっと言い方が失礼というか、あれなのですけれども、思ったよりも早く給付になったなというか、振り込まれたなということで、本当に職員の皆様のご苦勞には感謝申し上げます。

それで、窓口があると思うのですけれども、次に窓口とか、手続に行く窓口というか、申請の手続をする箇所も教えていただきたいと思うのですけれども、今からというか、対象の方に連絡してとか、周知してとか、手続とかということに進むと思うのですけれども、大体どれくらいのめどで入金というか給付ができるのかどうか、その見通しについて伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時02分）

再開（午後 1時02分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。失礼いたしました。

商工関係の給付金でございますが、申請いただきましたら1週間以内に振込ができるようにし

てまいりたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 分かりました。1週間以内ということですから、当然申請に来た方は今申請したら大体いつくらいに入るのだろうなというふうな感じで聞くとおもうのですが、その場合にも大体1週間をめぐりにしていただいて構わないということでお知らせするというか、聞かれたらそのように答えて、そのように対応できるように取り組むということで確認したいのですが、よろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

まず、一番困っている方々が村内にもいらっしゃる商工業者の部分でございますので、1週間以内で手続してまいります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。ぜひ本当にスピード感というか、大変困っていて、1番はめどが立たないというのが一番不安なのかなとか、先行きの予定も立てられない、見通しも立てられないということになると思うので、これの抜本的な解決策ということではないにしても、これによって、ああ、1週間後ぐらいにこうなって、こうなってというような道筋はある程度立てる基にはなるのかなとは思いますが、その辺については、いろいろコロナ騒動で忙しいこととは思いますが、対応する職員の皆さんにつきましてはよろしくお願ひしたいと思います。要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私、おかげさまで宮古広域の議員に選任されまして、監査委員も兼務ですので、宮古に行く機会が増えたのですが、つい最近といいますか、2回ぐらい経験したのですが、宮古市では宮古市長自ら、特にこのコロナ対策について、市民に対して親切に有線を使ってお伝えをしているのです、激励を含めて。非常に心の籠もった有線放送を聞いて、これはいいなと正直私は思いました。他市町村のまねをすればとかそういう意味ではなくて、村長は広報たのはた等で紙面を使ってコラム等をやっているわけですが、特に村長自ら自分の言葉で村民に対して激励を与えるという意味では、私は宮古市長の取組は非常に意義あるなと思って聞いてまいりました、2回ほど。村長はこのことについては、後ればせなのですが、激励の意味を含めて、せっかく有線放送があるわけですから、そういうことは大至急検討なさってはどうか。2回ほどそれを聞きながら思ったのですが、村長はどうお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 防災無線での激励のことは、いろいろ考えるところはあったのですが、それ以外のいろんな方法はあるだろうということで、マスクを配布した、または広報等で激励の

文を掲載し、または周知しということを全くやっていないわけではないのですけれども、この新型コロナウイルスの問題については世界的な問題でありますので、今議員がおっしゃった案件はどこがどのタイミングで、どういうことが必要になったということを参考にはしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 福岡で今2波が来ている、東京都でも2桁の感染者が報道になっているわけですので、ぜひ検討をしていただきたい。私からやれとか、そういう意味合いではなくて、じっくり検討していただきたいと思います。

あとは、細かいことで恐縮なのですが、政策推進課長にお尋ねをしたいわけですが、一覧表の実施計画の11番、家賃補助、2事業者、3か月分ということになっているのですが、家賃といえますと具体的には仮設店舗なわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

この事業に関しては、民間の方と賃貸に住んでいる者、両方です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 一覧表には中身、経費内容等を見ましても、仮設店舗はこの実施計画には載っていないように把握したのですが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

この事業につきましては、岩手県のほうも2分の1を補助しますということで、県制度もありまして一緒に補助するわけなのですが、今回村でやります仮設店舗、要するに行政財産で貸しているものについては、村の歳入源で対応をお願いしたいという県からの要望がございまして、今回はこの交付金ではなく、仮設店舗については歳入源ということで対応をさせていただいたところでございます。中身については、同じ金額規模で3か月間、2分の1ということで対応させていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 子育て支援、5番なのですが、私はこの中身を見まして、子育て支援、中学生までなのですが、330人ということで、小中学生足してもまだ余るというふうに思ったのですが、就学前の子供にも該当になるわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

そのとおり生まれてから中学生までということになっていますので、児童手当……

○8番【中村勝明君】 新生児から。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 はい。これは、ちょっと補足させていただきます。児童手当であり

まして、児童手当に上乘せ給付したいと考えておりまして、その時期が児童手当に上乘せされるのが、予算でも出していますが、国の分と村の分と分けてあります。国の分は、4月分が6月給付になるというところで、4月分に該当する人たちに6月給付に上乘せして一緒に払うと、そういうふうな感じで考えておりますが、支払いが予算の関係とか処理の関係で間に合うか、間に合わないかですけれども、6月中には払いたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 1つは、この羅賀荘の関係はこの中では恐らくないだろうと思うのですが、今どのような状況。羅賀荘の休業も5月いっぱいなのかなと思ったら、6月20日までとかというように聞いたのですが、その休業の関係、あるいはそれに対する従業員の補償等の関係、あるいは羅賀荘全般の経営の問題等々どうなっているか。

それから、あと一つは、先般マスクが配布されたのですが、それはそれとしてありがたいのですが、田野畑村村長、石原弘という、固有名詞までありがたいか、ありがたくないか、入っているのですが、これは固有名詞というか、村長名というのは必要がなかったのではないかなというように村民の声もありますが、このことにどのように考えているか、その2点。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 羅賀荘の関係についてお答えさせていただきます。

羅賀荘の休業ですが、4月17日から6月19日までということで休業、休館を決定しておるところでございます。したがって、6月20日から日帰り入浴を含めて再開するというところでございます。この2か月間、約2か月でございますが、休業したことによりましての従業員の方々に支払いしている給料ですが、雇用調整助成金のほうを活用いたしまして、国のほうで今般10分の10、100%出していただけたということがございまして、その分で支援をいただくこととなっております。20日から営業再開ですが、6月下旬には県内の団体の予約なども入ってきておりまして、個人の予約も少しずつ戻ってきているということでした。また、これからのコロナの拡大の状況にもよると思うのですが、まず会社努力で何とか売上げを上げられるように努めていきたいということでお話を伺っております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 もう一件質問があったはずですので、答弁を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 村民に対してマスクの調査等をやらせていただくということで、調査よりもまずは現物を給付することだなということで、今関連する激励も含めて村長名、皆さんにお伝えしたということでありまして。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今のは私の答弁には答えていないと思うのですが、私が言っているのは村

長名まで入れる必要が果たしてあったのかなかったのか。入れる必要はなかったのではないかというのを伺ったのですが、なぜ必要が。必要があったから入れたというその趣旨、その考え方について伺ったわけです。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように首長として皆さんに頑張ってもらいたいという思いを込めて名を連ねたということですので、そういったことで村民の皆様にも頑張ってもらいたいという思いであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それでは、新たに質問しますが、石原村長ではなく石原弘個人として頑張ってもらいたいという趣旨の意味でマスクに固有名詞を入れたという、そういう解釈でいいのですね。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 あくまで田野畑村長、石原弘でありますので、個人ではなく公人としての当然の名前でありますので、そこについてはそういったことで拡大解釈しないでいただければと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 少なくとも村民は、今の村長は石原弘であるということは誰しもが知っているわけです。改めてそれに固有名詞を書く必要はなかったのではないかということを確認する。

それから、他の県でもそういう固有名詞を入れた市町村があって、これもやっぱり議会で問題になったと私は伺っておりますが、長の改選期も来年である、田野畑もたしか来年ということからいえば、個人のアピールにしかすぎないのではないかと、私はこう思って、それで質問しているわけです。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほど言ったとおりです。また、今議員が追加的に話した点については、ただ期間の問題等もあるとは思いますが、いずれ今コロナで大変な状況である中で頑張ってもらいたいという趣旨でありますので、公人としての措置であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それと、マスクのついでに言いますが、追加で百三十何万だか発注したのですが、これは同じく発注先はハックの家かな、その確認をしたいと思います。

それと、それはあくまでも備蓄用ということであるやの理由で発注しているわけですが、今盛んにマスクが、今は若干落ち着いたわけですが、足りなくて医療機関等でも騒いでいるときに、なぜ備蓄用として、それを発注された、受注元が同じではないかも分かりませんが、それについてもちょっと。いずれは必要性は分かるのですが、あまりにも緊急に値しない

部分での発注ではないかなと、私はこう理解するわけですが。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 この話は、さっきも話した3月議会で調査せよ、でもお金が要るとすれば、調査する時間よりもこれを早急にお渡ししたほうが良いということで、今あるサージカルマスクと、それから手作りで温かいものを届けていきたい。今多分議員が勘違いしているのは、小、中に、下の子供たちに地元の人たちの思いの籠もったものを届けてあげたいということで、追加的に小、中にもこれを配布させていただきましたので、そういったことで備蓄については今後第2波、第3波、またはそれ以外のことも想定されますので、それに備えて今般国の制度を活用しながら、追加的にも備蓄を進めていくという2弾、3弾の対策として進めているということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○9番【佐々木功夫君】 発注済みは。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 備蓄の補充用マスクにつきましては、ハックの家ではなくて一般の市場から購入するものでございます。地方創生交付金の事業に登録してあるのは、4月に遡ってやった事業についても認められておりますことから、5月に配布したマスクの制作費としてハックの家に委託したものを計上したものでございます。既に行ったものを計上したものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 確認をしたい点があります。12番の水道料金等支援事業、これは非常にありがたいことだと思うのですが、④に村内事業者、飲食業というふうに記載されているわけですが、該当事業者数をどう把握しているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 早野地域整備課主幹。

○地域整備課主幹【早野和彦君】 質問にお答えいたします。

該当の事業者は12人。宿泊業等も含んで飲食業ということで、12人対象としております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 これも非常にありがたいことだ。全般的に見まして他の市町村と、私資料を県議会議員から頂いて比較検討してみました。例えば大学生、専門学校等についても、土産品等を加えない弱さが、残念ながら市町村によって事情がありますから、これはできないわけですが、全体としてまずまず。あまり評価すると、ちょっと問題がありますので、異常な評価はここではできないわけですが、まずまずというふうに思っていました。国の二次補正が発表になっているわけですので、まだまだ工夫をすればできるというふうに私は期待をしております、特に金ヶ崎町で、テレビにも出たのですが、子供応援の施策として独自の、市長の判断のようなのですが、町民要求を受けて、村民が主人公の石原村政でありますから、ああいうところも積極的に取り入れたいという点もありますが、政府の二次補正を情報担当課は把握していると思うのですが、こ

れからも張り切ってやりたいというふうに村長はお考えがあるかないか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 行政報告の中でもお話ししましたが、新型コロナウイルス感染症対策本部会議ということで、毎日に近い状態で本部会議以外にも協議はしております。その中で、今言ったご意見、または私のほうからも指示をしております。もしかすれば今の中で対策を取ったとしても、すべからく項目だけはできないとしても、これが経済でありますので、一旦打った手が、これが長引くことによって追加、二次、三次をやらなければならない部分、それから一次は国でも話をしているとおり、観光関係のほうを中心としたダメージが大きいということを中心としているわけでありますので、すべからくこういうことはできないにしても、優先順位等々を勘案しながら国の二次補正に対する、国のコントロールする部分もあるとは思いますが、努力してまいりたい、それが当然のことだろうと思って臨んでまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 実は今の答弁、非常にありがたいと思っております。共産党の地方議員団会議がありまして、私も積極的に発言をして、今の問題を含めて意見交換をしてきたわけですが、例えば陸前高田では国の持続化給付金、これも漁協を窓口にして、そして市役所と相談もして、残念ながら市役所では窓口受付はしていないようですが、陸前高田では漁協を窓口で受付をしているというふうに会議の中で明らかになりました。これは、やっぱり漁民にも個人の持続化給付金該当者が、私は意見交換の中で、最近紙を配りまして、かなり積極的に私も意見交換をしているつもりなのですが、身近な田野畑漁協が窓口になれば、非常に申請、申告が簡単になると思うのです。なかなか弱小市町村では、あるいは面倒かもしれませんが、そういう検討をなさる考えがどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほども言ったように、二次補正は今国のほうで約2兆円の規模でできているということでありまして、これを今お話ししたように減る部分と手当てをしなければならない分と、今言ったように水産業を中心とした一次産業のてこ入れということも今後の対策の一助にしていくものだと思っておりますので、ここらは国、県とも相談しながら、庁内または団体とも協議しながら、その対策のところを講じてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 そこで、7番の給食費、これは全協で私は遠慮がちに発言をしているわけですが、前の臨時議会でもこの問題は同僚議員からの発言があって、私も前から主張している点なのですが、村長、そして教育長とよく意見交換をして、これをチャンスにやっぱりこれから給食費の無料化を図ってはどうかと。どちらでもいいですからご答弁ください。

○議長【鈴木隆昭君】 相模教育長。

○教育長【相模貞一君】 では、お答えをいたします。

給食費については、以前から総合的にと、そして村の財政等も加味しながら、補助できるところはしていきますということで話をしてきたところでございます。

それで、今回4月、5月につきましては、やはり3月、子供たち学校に出られませんでした。コロナのために休校を余儀なくされた。そういう中で、昼食をきつと家庭の中で食べたのだろうと、それを含んでのお金を随分家庭に使わせたというようなことを考えました。それから、やはり様々なことを考えたときに、独り親の家庭でありますとか、あるいは親御さんがこのコロナのために休職、あるいは余儀なく退職されてしまったとか、そういう方たちがあれば大変だということで、何をしましょうかというふう考えたときに、この給食費4月分と5月分を何とか村の予算で補填しようということで始めたところでございます。ちょっと長くなりますが、そうすることによって少しでも子供たちのほうに、あるいはおうちの方々に渡してあげられればと思ったところです。

その後、先ほどからお話あったとおり、1兆円の交付金が出てまいりました。それで、何とかこのお金を使って、やはりまだこのコロナが続くという予想がありましたので、そうすれば6月分、7月分、合わせますとちょうど1学期になりますので、これをきちっと無料にしていこうかというところで進めています。ただ、先ほどから言っていますとおり、様々な形で今各家庭にお金の援助があるところです。例えば交付金の10万円ずつがそれぞれの一人一人の子供たちに、それからご家庭のほうにも行っておりますし、それからこの交付金の計画の中でも様々支援をいただいています。ですので、早急に先を見通して給食費は無料ということにはまだならないかなと思っております。またこれからの国の臨時的交付金等を考えながら、また続けていけるところがあれば続けながら、将来を見通していきたいというふうに考えているところです。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 先ほど羅賀荘の部分でも質問して、結果従業員に対する補填は雇用助成金ということで理解したのですが、問題は会社自体がどのような状況なのか、今後どのように。団体客も入ってくるやのことで、明るいような見通しには聞こえるのですが、実態はどうなのか。金融機関との借入れなり、あるいは村なりの関係が今後あるのか、村の補填とかそういうもろもろの会社自体の経営そのものは今後どのように見込んでいるのか。恐らく大分長引くということは、営業しても元のような客数は、ほとんどここしばらく見込めないだろうと私は考えるわけです。

それと、設備の問題なのですが、もう1年以上前から風呂場の水が出ていないという、一部あるのです。まだそれが直っていない。それはどのように、いつなくするのか。あれも営業するのであれば直して、きちんとして、使えるものは使ってやるべきだと思うのですが、たしかもう1

年半近くになりますよ、あれの水道が出ないの。果たしてやる気があるのかないのか、やる気があっても金がないのかよく分かりませんが、その辺はどうなっていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほど担当課長のほうから話したとおりで、今の状況でただ開始したというわけにはいかないというところが経営的にはあります。というのは、1か月、ただお客さんの見込みを把握していく作業を同時にして、ではそれがいつかということで、6月20日という答えを出したわけですので、その歳入、お客さんの誘客の流れができて、そしてそれに見合う経費を出して、それで会社を運営していくということで時期を定めたことでありますので、今懸念されるのは国全体、世界全体として人の動きがないという中でありますけれども、これが終息して、できるだけ観光客が岩手にまた来られるようにみんなで頑張っていくしかないと思います。

今お話ししたように、会社とすれば歳入確保しながら、これに見合う歳出として緊張感を持って経営をしていくと、リダンダンシーを維持していくということに尽きるかと思えます。なので、全体の経営の流れと同時に観光を、どういうふう地域に誘客できるかが今後問われると思えますので、会社とすればこれを維持して次なる工程に向かって進んでいくと、それしかないと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長、続けてどうぞ。

○村長【石原 弘君】 先ほどのお話は、グループ補助で整備した際に、その系統のものが増えているというのが理事の方からは聞きましたので、その必要性とかについては確認してから、現状で進めるという報告を受けたところでしたので、今議員がおっしゃった点でそごが生じるような案件であるかを確認した上で進めて、また再確認をさせていただきたいと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が申し上げているのは、こういう約2か月も営業がストップして、それで運転資金たるものがショートするのではないかとということを心配して申し上げているわけです。それがなければいいで、一番それにこしたことはないわけですが、その必要性はないですか。要するに十分運転資金として確保してありますか。今までも利益がある会社とは当然思っていないわけだから、余裕はないというような疑いの目で見ざるを得ないわけだ。だから、運転資金には問題がないですかということ。

それから、先ほどの施設が必要があるかないか確認をしているという現場の意向なようだけれども、必要がないものがついている。もし必要がなければいいなりに、そのものをきちっと取っ払うではないですが、取っ払って、それなりの美観というか、中身もあれしなれば、故障中だというのが1年半も貼り紙をして、それが蛇口にして6か所かな、もっとかな、ぐらいあるわけだ。そういう状態で営業していれば、客だって決していい感じは。恐らく宿泊する方は、風呂に入ることは100%近い人が入ると思うのです。決していいイメージは与えないわけだし、必要が

ないならないなりにそれなりの施設に、改造は要らないと思うのですが、取っ払ってすっきりした形にすべきだと思う。どうでしょう。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほども言ったように経営、リダンダンシーを維持するということは当然のことで、やらせていただくことで、その資金のことも含めてそのとおりだと思います。いわゆる経営する上での固定費の性質的なものの中で減できるもの、それから流動的なもので、これは後に回せるものというようなのを組み合わせながら、これを維持していくというのが6月19日までの経営方針あります。よって、これは維持しつつも、6月20日以降、期間は制限されますけれども、その間での歳入と歳出をバランスよく管理していくということだろうし、その次の問題については観光をみんなでやって岩手を盛り立てて東北を盛り立ててお客さんを獲得していくという、これは1市町村ではできませんので、連携してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 もう一点はどうですか。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほどの整備が滞っている、もしくは不備な点があるという点については、この議会終わった後、また現場に行き確認をして、今言った点について参考にして臨んでみたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 確認してもしなくても、私は決してうそを申しているわけではないですし、俺が言いたいのは、この休業をしている間に、今のうちに悪い箇所を直すべきではないかということ本来は言いたいわけです。そのために今ことごとく言っているわけですから、またそれを修理するために臨時休業なんていうことではなく、コロナの関係で休業せざるを得なくなっているこの間を利用して直すべきだろうということを言いたいわけです。それで話をしている。

それから、先ほど運営面でのあれというのは、いわゆるつなぎ資金というか、そういうものが必要ではないですかということをお願いしたけれども、つなぎ資金、運転資金もほぼ同様だと思っているのですが、それは必要がないのであればなしにしたことはないのですが、そのとおりですか。今のところは全然問題がないですか。運営、羅賀荘を運営していく以上、何年先とは申しませんが、当分間問題がないという判断でいいのですか、そういうふうに理解して。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 コロナは世界的な問題でありますから、当然今言ったようにセーフティーネットを国としても大事にしたいということで対策は取っているわけですから、それとしてセーフティーネット上の貸付けについては分析の上協議はしているところでありますので、運転資金の確保ということは、そのとおりリダンダンシーを維持するために他力ながら維持していきたいと、それが今の方針であります。

○議長【鈴木隆昭君】 もう一点はいかがですか。休業している間に直すのであれば直したらいかがですかという話があったのですけれども。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほども話したように、このことについては東日本大震災以降のグループ補助からの整備の流れでありますけれども、今議員がおっしゃった点について早急にそれは整備すべきとご意見等を聞きましたので、見て対応していきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 何か村長勘違いして、グループ補助金等の関係であそこは再建したのだという、そっちのほうに何か責任があるやのように聞こえますが、それはそれとしてできて、完成して受けたことについては羅賀荘自体の責任になると私は理解しているわけですが、そのことがグループ補助金のほうの責任で解決できるとか、直すとかという問題ではないのではないかなと私は思うのです。

それから、何か答弁がすっきりしないというか、意味不明のような、いわゆるつなぎ資金だか、要するにそういった資金の融資を受けるような必要があるのではないかというような心配の部分で言うのですが、あるのかないのか何とも言えないようなそんな答弁でなく、この際あるのだったらあるとか、あるいは融資のほうをお願いしているとか、そういう現状ではないですか。融資のほうに相談か何か、北銀にかけてはいないですか。その確認、具体的に聞きます。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今話したのは、決してグループ補助がどうのこうのではなくて、言われて投げているのではなくて、そういう経過があるということの話をしたままでありますので、今受けたものとして、その現状で今懸念される点については解消しなければならないと思います。

それから、コロナウイルスに関する無担保特別貸付け、またはこれはセーフティーネットについては1弾、2弾とさせて、全体としてしっかり金融貸付けについては3弾の中で国は出しているわけですので、我々としても、会社としても厳しい状況下であって、営業を努力するためのつなぎ資金、セーフティーネット資金としてお借りするという事で今協議をしております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 村長の頭と俺の頭、雲泥の差があって俺は理解できないわけですが、いわゆる融資の申込みなりなんなりをしている状況ではないですか、その心配はないですか。最初は心配が何もないように聞こえたのですが、だんだんに融資もということで、国の助成金とかそれは別として、羅賀荘自体が会社としてそういう動きをせざるを得ない状況ではないですか、あるいはそういうように今動いているのではないですかということです。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 そのとおりです。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 9番の経営持続化交付金についての法人10件30万円、個人25件20万円というこの件数は、これはある程度調査して出した数字でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えします。

商工会さんのほうでアンケートを取られていたという事実をお伺いしまして、その結果を開示していただいたのと、商工会さんのほうの見解と併せて数を出したものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 減少率20%以上50%未満のこの期間はどれくらいですか。何月何日から何月何日ということですか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

コロナウイルス感染症の直接的な被害を考えると、3月頃からある程度影響が出てきたところが見えておりますので、3月、4月、5月で前年同月の減収率で見てまいりたいなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 次に、この休業協力分、従業員2人以上10万円13件、従業員1人5万円、その他3万円2件という、これもある程度調査した数字でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

これについては、私どもで現場確認したりしまして調査した数だと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 この休業の期間というのはいつですか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

長い期間の中で連続して5日間、5日以上と考えております。連続して5日以上。この期間につきましては、県で休業の協力要請しております令和2年4月25日から5月6日までの間、この中で5日以上のお休みがあった場合に対象としたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 これは、前年の売上げとかは全く関係ない。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

休業に関しましては、売上げは関係なく、あくまでも店を閉めた場合、もしくは短縮営業、夜

を休んだりとかというふうなものを対象としますので。申請様式は1種類になりますが、該当するところに申請していただくというものであります。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 次に、8番の図書室パワーアップ事業という、400冊の本と20本のこれはDVDか何かかもしれませんけれども、今の図書室で400冊増えても大丈夫、対応できますか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 今回の購入に合わせて図書室の蔵書の点検をして、あまり読まれていない本と古いものは分析しながら対応してまいりたいというふうに考えていました。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 あと、この400冊の本を誰がどういうふうにしてやるの。どういう本を買うかというのを誰が決めるものなのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 基本的というか、小中学生、それから子供向けの本を主に買いたいなというふうに思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 ぜひ購入したら村民に周知をよろしくお願いしたい。皆さんがなるべくたくさん利用するようにしてほしいと思います。要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第6号 令和2年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの26ページを御覧ください。議案第6号 令和2年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,590万2,000円とするものでございます。

タブレットの36ページ、予算書の5ページを御覧ください。2の歳入、5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金ですが、特別調整交付金として20万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。3の歳出、2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金、18節負担金補助及び交付金ですが、傷病手当金として20万円計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 令和2年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第11、議案第7号 令和2年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの38ページを御覧ください。議案第7号 田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,904万7,000円とするものでございます。

タブレットの46ページ、予算書の5ページを御覧ください。2の歳入ですが、1款事業収入、1項事業収入、1目営業収入、1節水道使用料現年度分ですが、新型コロナウイルスの影響によ

り困窮した事業者の水道使用料を3か月分、5月から7月分までですけれども、減免するため、水道使用料として54万9,000円減額計上しております。

次に、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金ですが、一般会計繰入金として55万円追加計上しております。

次のページの歳出ですが、1,000円の少額補正のため説明を省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 前議会のときでしたか、水道の未収的なものがあった、あるいは税の未収的なものがあったというのに対してどのような状況であるか、その後回収率等は。確かでもなくともいいけれども、突然であれですけれども、回収状況はどうなっているのか。

それから、昨日5月30日までの村の人口の推移はどうなっているか。これらをちょっと突如であれですけれども、3点ほど伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時53分）

再開（午後 1時55分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

早野地域整備課主幹。

○地域整備課主幹【早野和彦君】 水道料の分についてですが、3月分までは督促状とかを出して、あんまり成果は出ていないですが、幾らかは回収しております。今回締めて、6月にまた再度お願いする形にしていきます。

○議長【鈴木隆昭君】 副村長。

○副村長【早野 円君】 税のほうですが、努力はしておりますけれども、あまり進捗状況はぱっとはしないような状況ですので、出納整理期間が終わって6月議会のほうで詳しくご説明申し上げたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

人口ですけれども、今日現在3,237人ということになってございます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 令和2年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第12、議案第8号 令和2年度田野畑村集体排水特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの48ページを御覧ください。議案第8号 令和2年度田野畑村集体排水特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億41万円とするものでございます。

タブレットの56ページ、予算書の5ページを御覧ください。2の歳入ですが、1款事業収入、1項事業収入、1目営業収入、1節排水施設使用料現年度分ですが、先ほど水道会計でもご説明申し上げたとおり、水道使用料と同じく新型コロナウイルスの影響で困窮した事業者の排水施設使用料を3か月分減免するため、排水施設使用料として40万9,000円減額計上しております。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金ですが、一般会計繰入金として41万円追加計上しております。

次のページの歳出については、1,000円の少額補正のため説明を省略させていただきます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 令和2年度田野畑村集体排水特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第13、議案第9号 令和2年度田野畑村下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの58ページを御覧ください。議案第9号 令和2年度田野畑村下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,094万5,000円とするものでございます。

タブレットの66ページ、予算書の5ページを御覧ください。2の歳入ですが、1款事業収入、1項事業収入、1目営業収入、1節下水道施設使用料現年度分ですが、下水道使用料、排水施設使用料と同じ理由で3か月分減免するため、下水道施設使用料を3万9,000円減額計上しております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金ですが、一般会計繰入金として4万円追加計上しております。

次のページの歳出につきましては、1,000円の少額補正のため説明を省略させていただきます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 令和2年度田野畑村下水道特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で全日程を議了したので、会議を閉じます。

令和2年第6回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午後 2時00分)